

平成28年度第1回秋田県青少年健全育成審議会全体会 会議録

日時 平成28年6月1日(水) 午前10時00分～午前10時35分

場所 秋田県議会棟2階 特別会議室

1 出席者

○ 秋田県青少年健全育成審議会委員(敬称略、五十音順) 13名

石川 信	秋田県書店商業組合 監査役
石塚 弘子	秋田県警察本部生活安全部少年女性安全課 少年補導・保護 対策係長
伊藤 一	秋田市立日新小学校 校長
小野寺 清	元秋田県教育委員会教育長
小松 洋輔	秋田少年鑑別所 所長
齋藤 和彦	秋田県青少年団体連絡協議会 会長
佐々木 久長	秋田大学医学部 准教授
鈴木 朋子	元秋田県高等学校PTA連合会 副会長
高橋 秀晴	秋田県立大学 教授
中島 駿	秋田県BBS連盟 副会長
成田 榮樹	秋田県立大館桂桜高等学校 校長
野崎 一	秋田県PTA連合会 副会長
三浦 基	青少年育成秋田県民会議 会長

○ 事務局

生活環境部次長	高橋 能成
同部男女共同参画課長	伊東 弘毅
同課班長	信田 真弓
同課	佐藤 巧

1 役員の選任

(事務局) 役員の選任に入りますが、審議会の会長は委員の互選によります。会長の職務代行は会長の指定によります。環境浄化部会の委員は会長が指名します。環境浄化部会長は部会委員の互選によります。要綱により、部会長は審議会の副会長を併任します。部会長の職務代行は部会長の指定によります。

まずは、委員の皆様には会長を選任していただきたいと思っております。

会長の選任方法について、皆さんから御意見はありますでしょうか。

(委 員) 事務局案をお願いします

(事務局) 事務局案というお声がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議無し

(事務局) それでは、事務局といたしましては、前青少年健全育成審議会会長の佐々木久長委員を推薦したいと思います。拍手をもって賛成の同意を得たいと思いますがいかがでしょうか。

(全委員) ～ 拍手 ～

(事務局) それでは、会長に佐々木久長委員が選任されましたので、会長席にお移りいただきたいと思います。

(事務局) 次に、会長から、会長の職務代行を指名していただきたいと思います。

(会 長) 環境浄化部会長は副会長を併任されますので、部会長となる方をお願いしたいと思います。

(事務局) それでは、会長からまず、部会委員の指定をお願いいたします。

(会 長) これまで環境浄化部会の委員を務めてきた方々や、その後任の方に引き続き部会委員としてお願いしたいと思います。

(事務局) 前環境浄化部会委員の9名は引き続き、また、中島委員と成田委員の計11名に引き受けいただけますでしょうか。

(全委員) 異議無し

(事務局) 異議はないようですので、御承諾いただけたものとさせていただきます。

次に環境浄化部会長についてですが、選任方法について部会委員の皆さんから御意見はありますでしょうか。

(委員) 事務局に一任したいと思います。

(事務局) 事務局一任というお声がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議無し

(事務局) それでは、事務局といたしましては、これまで環境浄化部会長を努められていた高橋秀晴委員を引き続き部会長として推薦したいと思います。

拍手をもって賛成の同意を得たいと思いますがいかがでしょうか。

(全委員) ～ 拍手 ～

(事務局) それでは、部会長に高橋秀晴委員が選任されました。併せて審議会副会長を兼務し、先に指名がありましたとおり、審議会の会長代行として選任されました。

次に部会長の職務代行として、部会長から御指名をお願いします。

(部会長) 引き続き石川委員にお願いしたいと思います。

(石川委員) 承知しました。

(事務局) 会長、部会長、それぞれの職務代理が決まりました。

それでは、この後の審議進行を会長におまかせしたいと思います。

本日の審議会は、委員15名中、13名の出席で、過半数を超えていますので、審議会での議決は成立します。

2 審議概要等

秋田県青少年健全育成審議会運営要綱改正案(事務局から提出)

(会長) 本日は、秋田県青少年健全育成審議会運営要綱改正案が事務局から出されております。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 昨年度設置した「第2次あきた子ども・若者プラン」の策定部会の設置を削除する改正案を提出します。

(会 長) あきた子ども・若者プラン策定部会を設置することを削除する要綱改正案について、質疑・ご意見はございますでしょうか。

(全委員) ～異議無し～

(会 長) 異議がないようですので、事務局から説明された要綱改正案は承認されました。

審議案件は以上となりますが、委員の皆様から何か御質問はございませんでしょうか。

(委 員) 第2次あきた子ども・若者プランについてですが、これは第2期ふるさとあきた元気創造プランに基づいて、県教育委員会の方であきたの教育進行に関する基本計画が出されましたよね。それとこの第2次あきた子ども・若者プランはどういうつながりがあるか関係性について教えてもらいたい。

(事務局) 元気創造プランと他の計画との関連ですが、子ども・若者プランにつきましては、子ども若者育成支援推進法に基づく都道府県の計画という位置づけで、0歳からおおむね40歳までを対象とした総合的な計画です。

他の計画とかぶる部分もありますけど、子ども・若者に特化した計画となっています。元気創造プランと重なり、平行して進めていく部分もあります。

(会 長) 事務局から報告事項をお願いします。

(事務局) 環境浄化部会委員の皆様は、休憩を挟みまして、引き続きこの場で部会審議を行いますのでよろしくをお願いします。

(会 長) 環境浄化部会の部分で、有害とはどう定義されているのか説明してください。子ども読書支援センターの方や、男女共同参画課の方が図書を選定しているようですが、その際、何を基準に図書を選定しているか確認させてください。

有害の意味についてももう少し検討する時期に来ているのではないのでしょうか。性的なもののほか、経済的な問題や生きることについて害になるかどうか、若者が自殺をしなくて済むような支援を御配慮いただきたいと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害する恐れのあるも

の、著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、または助長し、その健全な育成を阻害する恐れがあるもの、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発し、その健全な育成を阻害する恐れのあるものを有害と定義しております。

(会 長) 過去の事例の中で、自殺を誘発する図書を有害指定した事例がありましたら後で教えてください。

(事務局) 今記憶にあるものですが、自殺マニュアルという本を、平成のはじめころに指定しております。ここ数年はございません。

(会 長) 是非、今後はその辺も視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。